実例から学ぶ税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

＜第79回＞未払残業代の処理

大阪勉強会グループ 著
（濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾）

〔前回（第78回）は №3744（令和５年３月13日号）に掲載いたしました。〕

2020年４月１日より、残業代請求の時効が従来の２年から３年に延長された。給与を支払う会社側のリスクはこれまで以上に高くなっている。ひとたび、残業代請求の訴えが提起された場合、会社側が無傷でいられる可能性は極めて低いと言われている。過年分の未払
のかを整

sample sample sample

1 和解金の所得区分

濱田） ポスト過払金請求として、弁護士が扱う未払残業代の請求事件が増加傾向にあると言われていましたが、岡野さんも以前課税関係について検討されたことがあるそうですね。

岡野） はい。過去に相談を受けたことのある

sample sample sample

支払請求訴訟を提起。

・判決を待たず、被告と和解することが多い。

・未払残業代の一部相当と遅延損害金を含めた和解金

この和解金

① 所得区

とも、一

② 給与所得とするなら、既に退職している

とはいえ、会社側は源泉徴収の必要がありますでしょうか。

③ 給与所得に該当するとした場合、どの年分の所得として取り扱うべきでしょうか。

内藤） 上記の和解金については、未払残業代と遅延損害金が一緒くたになっているのですよね。そうすると、まず、和解金の中身をそれぞ

でしょう

で、遅延損害金がいくらかなんて詳細な取決めはない前提なのでしょうね。

岡野） おっしゃるとおりです。判決が出ていれば、未払残業代がいくら、遅延損害金がいく

sample sample sample

ね。未払残業代相当額は給与所得で、遅延損害